

京都市動物園事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年8月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第38号

京都市動物園事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市動物園事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条中 「総務課」を「総務課」に改める。  
「飼育課」を「飼育課」

第2条第1項を次のように改める。

動物園に次の職員を置く。

園長

課長 2人

その他の職員 若干人

第2条第2項中「庶務係長」の右に「、飼育課に企画係長、安全管理係長、飼育第一係長、飼育第二係長及び飼育第三係長」を加え、同条第4項中「担当課長補佐」の右に「、担当係長」を加える。

第5条中「動物園において取り扱う」を「課の分掌する」に改め、同条総務課の項中「総務課」を「総務課」に改め、同条飼育課の項中「飼育課」を「飼育課」に改め、同項第1号中「管理」を「展示」に改め、同項第2号中「の展示」を「に係る安全管理」に改める。

附 則

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)